

平成21年10月1日

工事入札参加業者 各位

新潟市水道局
業務部財務課長

工事費内訳書の提出について

工事の入札に際しては、工事費内訳書の提出をお願いしていますが、下記のとおり運用方等を一部改正しますので、よろしくお願ひします。

なお、運用開始は平成21年10月1日の入札公告、通知案件からいたします。

記

1.工事費内訳書の運用について

工事費内訳書の提出にあたっては、次の全ての要件に合致させてください。落札業者が、これに違反した場合、入札無効として失格といたします。

(1) 入札書の金額と内訳書の工事価格(税別)は、一致させてください。

(2) 内訳書は、鉛筆書きではなく、印刷、ボールペン、コピーなどで作成して、社印(共同企業体の場合は代表の社印)を押印してください。

(3) 端数調整(値引き)は、以下のとおりとします。

一般競争入札(予定価格1千万円以上(税込み))の「端数調整(値引き)」は、10万円未満

指名競争入札(予定価格1千万円未満(税込み))の「端数調整(値引き)」は、1万円未満

(4) 内訳書の内容は、局の設計書と同じ内容(項目)としてください。

(全ての項目を網羅してください。ただし、各社の積算の電算の都合上、合計金額の記載場所などが、局と異なる場合は認められます。)

2.工事費内訳書の目的

工事費内訳書は、入札参加者が独自で見積・積算することにより、談合等の不正行為に繋がる可能性を排除し公正な競争を確保すること、ひいては入札参加者の積算技術向上に資することを目的として提出していただいているものです。